

平成29年度
高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業

公募要領

申請者(共同申請者)、手続代行者は、公募要領について熟読し十分理解した上で申請をすること。

平成29年4月

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うと共に、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」をよくご理解の上、また以下の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. SIIから補助金の交付決定を通知する以前に、契約・工事着工した場合には、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間は、いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
4. 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該資産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。なおSIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数をいう。
※法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に準ずる。
5. 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIは補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
6. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、SIIは当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うと共に、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額の返還を請求します。
併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
7. SIIは、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります(個人・個人事業主を除く)。
8. 補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれらの規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行ってください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

INDEX

1 事業概要

(1) 事業趣旨	… 3
(2) 事業内容	… 3
(3) 補助事業名	… 3
(4) 事業規模	… 3
(5) 事業の要件	… 3
(6) 申請者の資格	… 4
(7) 補助対象となる製品	… 4
(8) 補助対象となる費用	… 5
(9) 補助率及び補助金の上限額	… 5
(10) 審査・選考について	… 6
(11) 事業スケジュール	… 7

2 事業要件の詳細

(1) 申請可能な所有区分について	… 8
(2) 補助対象費用について	… 8
(3) 戸建住宅及び集合住宅の改修について	… 9
(4) 部位別の補助対象製品の必要な性能値	… 9
(5) エネルギー計算結果早見表	… 10
(6) 改修済みガラス・窓・断熱材について	… 13
(7) 個別計算について	… 14

3 事業の実施

(1) 事業フロー	… 15
(2) 事業成果の報告について	… 19
(3) 所得財産等の処分について	… 19
(4) 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等について	… 19
(5) その他の注意事項	… 20

4 申請の方法

(1) 必要提出書類の一覧	… 21
(2) 必要提出書類の詳細	… 22
(3) 申請方法	… 31
(4) 申請書提出期間、提出先及び問合せ先	… 31

5 集合住宅における断熱リノベ事業者の登録

(1) 断熱リノベ事業者とは	… 32
(2) 登録区分	… 32
(3) 登録の要件	… 32
(4) 登録の単位	… 32
(5) 公募期間	… 32
(6) 登録確認	… 32
(7) 必要提出書類	… 33
(8) 登録後の実績報告	… 33
(9) 注意事項	… 34
(10) 提出方法	… 34
(11) 申請書提出期間、提出先及び問合せ先	… 34

1 事業概要

(1) 事業趣旨

住宅における省エネ関連投資を促進することで、エネルギー消費効率の改善を促し、徹底した省エネを推進する観点から、既存住宅の省エネ化に資する高性能建材を用いた住宅の断熱改修を支援するもの。

(2) 事業内容

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が指定する高性能建材の導入を行う者に対して、その費用の一部を補助する。

(3) 補助事業名

平成29年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
 (省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)
 (高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業)
 略称:平成29年度 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業(以下「本事業」という。)

(4) 事業規模

- ・戸建住宅向け : 一次公募 約250百万円
- ・集合住宅(個別)向け : 一次公募 約50百万円
- ・集合住宅(全体)向け : 一次公募 約2,000百万円

(注1) ただし、戸建住宅、集合住宅(個別)・集合住宅(全体)(各区分は「**1** (6)申請者の資格」参照)の申請状況に応じて、それぞれの予算額の増減を行う場合がある。

(注2) 二次公募は「戸建住宅向け」、「集合住宅(個別)向け」のみとする。
 事業規模は決まり次第SIIホームページ(<http://sii.or.jp/>)で公表する。

(5) 事業の要件

以下の要件を全て満たす事業を対象とする。

- ① 補助対象製品^{※1}を用い、「**2** 事業要件の詳細」に従った既存住宅^{※2}の断熱改修を行うこと。
- ② 補助事業に係る建物本体(各部位の解体、仮設足場等を含む)の工事は、補助事業の交付決定通知書^{※3}に記載する交付決定通知日以降に契約・工事着工すること。
- ③ 補助対象製品^{※1}の性能が損なわれないように、適切に施工されていることが確認できること。^{※4}
- ④ 補助事業実績報告書を提出期限内(「**1** (11)事業スケジュール」参照)に提出すること。
- ⑤ 1申請あたり100戸以上の集合住宅(全体)の補助事業の場合、設計又は工事を行う事業者がSIIに登録された断熱リノベ事業者^{※5}であること。

※1 「**1** (7)補助対象となる製品」のことを言う。なお、補助対象製品一覧はSIIホームページに公表する。

※2 新築、社宅、寮及び、業務用建築物(オフィス、ホテル等)は補助対象外とする。

集合住宅(全体)の改修を行う場合、住戸部のみとし、非住戸部(エントランス、ロビー、ゲストルーム、集会所、内廊下、管理人室等)は補助対象外とする。

※3 SIIが交付申請書を受付後、その内容が適正であると認められる者に対し交付決定を行い、申請者に通知する文書のこと。

※4 現場吹込み、現場吹付け断熱材にあつては、予めSIIに登録されたメーカーが指定する施工会社にて施工し、登録された性能値を確保できること。

※5 「**5** (1)断熱リノベ事業者とは」のことを言う。なお、断熱リノベ事業者一覧はSIIホームページに公表する。

当該事業者の不正等により登録が抹消された場合、これにかかわった申請者への補助金の交付決定取り消しや、既に支払った補助金の返還を求める場合もあるので注意すること。

(注) 申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しないので注意すること。

(6) 申請者の資格

下記①～④いずれかに該当する者で、申請要件を全て満たす場合に限り対象とする。

ただし、「別紙1 暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に反して行う事業に対しては、本事業の交付対象としない。

また、同一人が複数物件の申請をすることは認めない(共同申請者及び、買取再販業者はこの限りではない)。

	申請者	住宅区分	申請要件
①	個人の所有者又は、 個人の所有予定者	戸建住宅	A. 申請者が常時居住する住宅であること(住民票に示す人物と同一であること)。 B. 専用住宅であること(店舗等と居住部分が同一住宅の場合、エネルギー(電気・ガス等)を分けて管理できていること。及び断熱工事においても区分されていること)。 C. 申請時に申請者自身が所有していること(建物の登記事項証明書の提出を求める場合がある)。
		集合住宅(個別)	※ただし、転売物件の場合は、以下D、Eを満たすこと。 D. 申請者は転売物件を購入後の所有者とし、交付申請時には、売買契約が締結されていること(交付申請時に住民票が移されていない場合は、売買契約書により居住予定者であることが確認できること)。 ただし、当該契約内で断熱改修工事に係る契約が含まれていた場合は、事前契約とみなし補助対象外とする。 E. 補助事業実績報告書提出時に、当該住宅住所の住民票が提出できること。
②	管理組合等の代表者	集合住宅(全体)	A. 原則、当該集合住宅の全戸を改修すること。 B. 原則、改修する住戸に常時居住する住民がいること。 ※建物の登記事項証明書の提出を求める場合がある。
③	賃貸住宅の所有者 (個人・法人どちらでも可)	戸建住宅	A. 申請者が当該建物を1棟全て所有していること。 区分所有の場合は不可とする。ただし集合住宅の場合、改修箇所は1戸からでも可とする。
		集合住宅(全体)	
④	買取再販業者	戸建住宅	A. 申請者は転売物件の売主とし、交付申請時には、売買契約が締結されていること。 ただし、当該契約内で断熱改修工事に係る契約が含まれていた場合は、事前契約とみなし補助対象外とする。 B. 補助事業実績報告書提出時までには買主が当該住宅を所有しており、建物の登記事項証明書が提出できること。 C. 補助金相当額を買主へ還元すること。
		集合住宅(個別)	
		集合住宅(全体)	

(注1) リース事業者等との共同申請を認める。ただし、原則、補助対象となる一連の工事全てがリース対象として、一括で契約されていること。

(注2) 申請する住宅の所有権が複数名存在する場合は、所有者全員の同意の上、代表者が申請すること。

(注3) 集合住宅の申請者が、区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、当該集合住宅の管理規約等で、申請者が共用部の改修を行うことを認められていること。

(注4) 管理組合等が集合住宅の改修を行う場合、補助対象製品を用いた改修の意思決定が、平成28年12月22日以後であることが議事録等で確認できること。

ただし、改修の意思決定が平成28年12月22日前であっても、補助制度の活用を前提とする改修の意思決定が行われている場合は、この限りでは無い。

(7) 補助対象となる製品

・SIIの定める要件※1を満たし、SIIに登録されている製品※2であること。

・未使用品であること。

※1 要件については「対象製品の公募要領」を参照。

※2 補助対象製品一覧はSIIホームページを参照のこと。

(8) 補助対象となる費用

① 費用区分

補助金交付の対象となる費用は、次のA・Bに該当するものとする。

A. 材料費

補助対象製品の購入費用。

B. 工事費

補助対象製品の設置取付と一体不可分の工事費用。

(注1) 交付申請書に添付された見積書に値引きを計上している場合は、見積費用全体に係るものとみなし、補助対象費用にも按分にて値引きされているものとして取り扱う。

(注2) 補助対象費用、補助対象外費用の詳細は「**2**(2)補助対象費用について」を参照のこと。

② 補助対象費用の算定等

補助対象費用は、申請内容と同程度の規模・性能等を有すると認められる事業の市場流通価格等を基に、適切に算定すること。

(注3) 申請者又は申請者と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係る場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象費用とすること。

③ 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)の対象費用が含まれないこと。

国からの他の補助事業に申請している、又は申請する予定の場合は、実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入すること。国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うと共に、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還することになるので注意すること。

④ 補助対象と補助対象外の工事両方に係る項目

見積上の一項目に、補助対象と補助対象外の両方が含まれる場合(搬入費、仮設足場費等)、補助対象外を控除した費用を補助対象費用とすること。

補助対象外の控除分を合理的な方法で算出しがたい場合は、費用按分も可とする。

(9) 補助率及び補助金の上限額

① 補助率

補助対象費用の1/3以内とする。

② 補助金の上限額

戸建住宅 : 1住戸当たり120万円

集合住宅 : 1住戸毎に15万円※1

※1 集合住宅(全体)においても適用とする。

例) 補助対象費用を1/3にした金額が、集合住宅50戸の内、30戸が20万円、20戸が10万円の場合、
30戸×15万円+20戸×10万円=650万円が補助金交付申請予定額となる。

(10) 審査・選考について

申請期間内に到着した案件について審査委員会を設け、以下の通り住宅区分ごとに審査・選考を行い、事業規模の範囲内で上位のものから順に採択する。

① 選考方法

事業規模の範囲内で省エネルギー率当たりの事業単価が低い案件を上位とする。

また、事業単価が同一と認められるものにあつては、補助対象費用^{※1}の小さい案件を上位とする。

② 審査・選考基準

省エネルギー率当たりの事業単価：

一次エネルギー消費量の内、暖冷房エネルギーの削減率に対する改修面積1㎡当たりにおける補助対象費用

$$\text{省エネルギー率当たりの事業単価 [円/(㎡・\%)]} = \frac{\text{補助対象費用(円)}^{\ast 1}}{\text{改修面積の合計(㎡)}^{\ast 2}} \times \frac{1}{n(\%)}^{\ast 3}$$

※1 補助申請金額にかかわらず、「**1** (8)補助対象となる費用 ①費用区分」のA、Bに該当する全ての費用の合計とする。
補助対象金額の一部を補助申請する場合には、その旨を予めSIIに連絡すること。

※2 ガラスの交換、外窓・内窓、断熱材が混在する場合は、全てを合計した改修面積とする。

※3 エネルギー計算結果早見表を使用して申請する場合：n=15

個別計算をする場合：n=算出した一次エネルギー消費量の内、暖冷房エネルギーの削減率(小数点以下第2位を四捨五入)

(注) 交付申請時から省エネルギー率当たりの事業単価が高くなる変更は、原則、補助金の支払いを行わないので十分注意すること。

ただし、集合住宅において、交付申請時の寸法と実績報告時の寸法の誤差による面積合計の差(10%)等により、事業単価が高くなる場合、SIIが認める場合には、やむを得ないものとして取り扱う。

(11) 事業スケジュール

① 断熱リノベ事業者登録

公募期間：平成29年4月18日(火)～平成30年1月15日(月)

② 申請期間(一般公募)

一次公募：平成29年5月8日(月)～平成29年6月2日(金)

二次公募：平成29年7月中旬～平成29年8月中旬(予定)

③ 交付決定

一次公募：平成29年7月中旬(予定)

二次公募：平成29年9月中旬(予定)

④ 補助事業実績報告書提出期限

事業完了日^{※1}から起算して30日以内又は以下のいずれか早い日の17:00必着

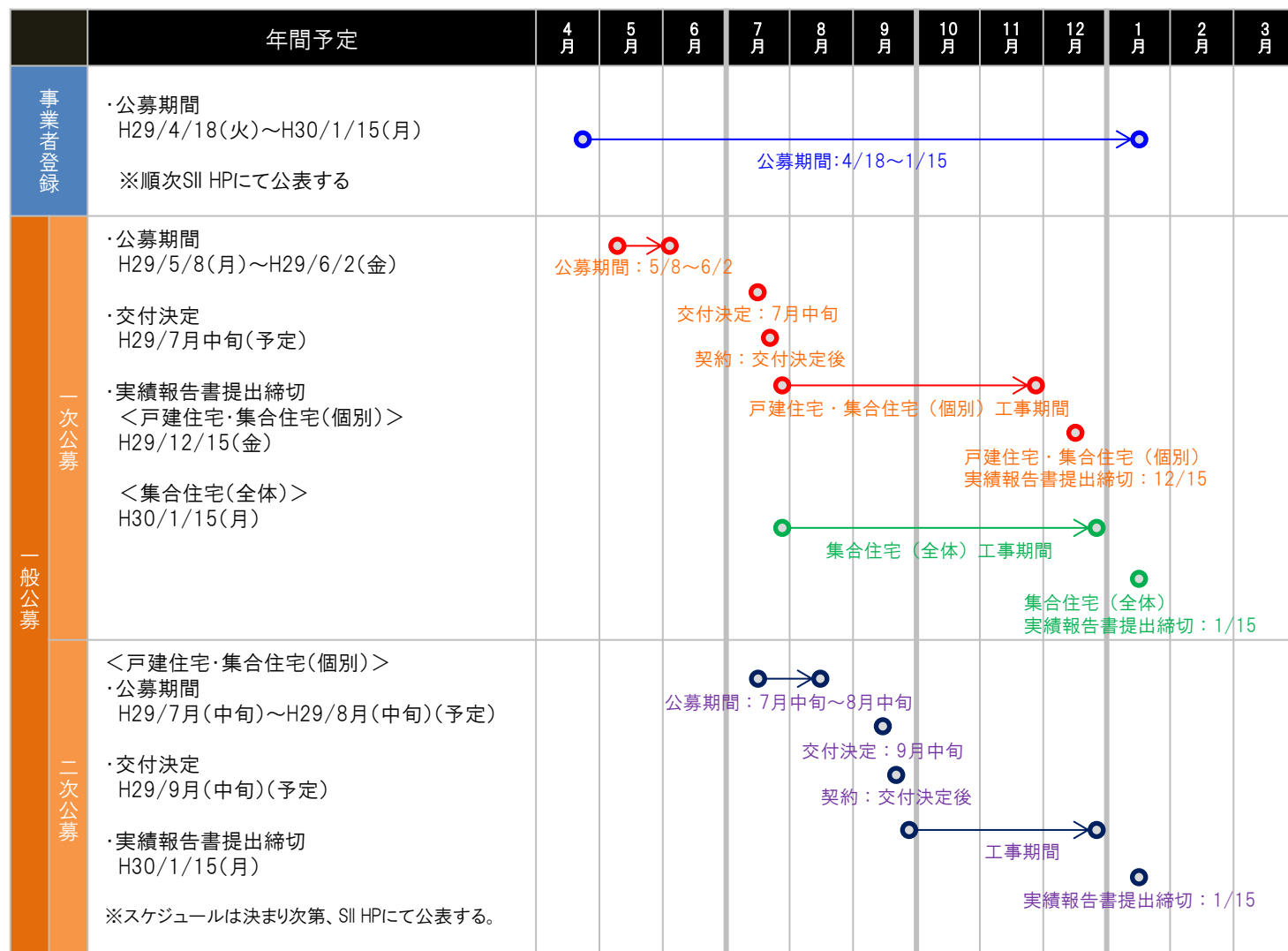
一次公募：戸建住宅・集合住宅(個別)：平成29年12月15日(金)

集合住宅(全体)：平成30年1月15日(月)

二次公募：戸建住宅・集合住宅(個別)：平成30年1月15日(月)

※1 補助事業に係る一連の工事が完了した日もしくは補助対象工事を含む一連の工事の支払いが完了した日(入金受領日)のいずれか遅い日とする。補助事業実績報告書の提出期日に遅れた場合は、補助事業への申請を取り下げたものとみなすので注意すること。

(注) 平成29年度については、1申請あたり100戸以上の集合住宅(全体)の補助事業の場合、登録事業者が設計又は工事を行うことが申請の要件となる。したがって、該当する事業者は、平成29年6月2日(金)までに断熱リノベ事業者の登録申請を行うこと(「**5** 集合住宅における断熱リノベ事業者の登録」参照)。



2 事業要件の詳細

(1) 申請可能な所有区分について

本事業に申請が可能な所有区分は、それぞれ以下の通りとする。

申請者	住宅区分	改修戸数	所有区分
個人の所有者又は、個人の所有予定者	戸建住宅	1戸	
	集合住宅(個別)	1戸	専有部 住戸の共用部※1
管理組合等の代表者※3	集合住宅(全体)	全戸※4	住戸の共用部※2
賃貸住宅の所有者 (個人・法人どちらでも可)	戸建住宅	1戸	
	集合住宅(全体)	1戸～全戸	
買取再販業者	戸建住宅	1戸	
	集合住宅(個別)	1戸	住戸の共用部※1
	集合住宅(全体)	全戸	

※1 当該集合住宅の管理規約等で、申請者が共用部の改修を行うことを認められている場合のみ。

※2 管理規約等で共用部であることが確認できること。内窓・断熱材を用いて改修する場合は特に注意すること。

※3 管理組合等の代表者は、対象となる改修について、当該集合住宅の管理組合総会等での承認決議を得ること。

※4 管理組合総会等の決議がある場合、全戸改修でなくとも可とする。

(2) 補助対象費用について

「**1** (8)補助対象となる費用 ①費用区分」に準拠し、詳細は以下の通りとする。

費目	項目
補助対象費用	材料費 < SIIIに登録された製品の購入費用 > ・ガラス ・窓 ・断熱材
	< 上記製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付けの費用 > ■ ガラス・窓 ・ガラス、窓の取付費 ・内窓取付に必要な額縁、ふかし枠等の費用 ・カバー工法によるアルミサッシ製品代 ・外部シーリング ・内部シーリング ・既存建具解体費 ・既存建具撤去費(場内集積まで) 等 ■ 断熱材 ・断熱材の敷設費 ・断熱材の敷設に必要な下地材 (例) 石膏ボード、合板、パーティクルボード、野縁材、断熱材取付金物 等 ・既存天井、外壁、床の解体撤去費(場内集積まで) 等 ■ 共通 ・仮設足場費 ・養生費 ・清掃費 ・美装費 ・搬入費 ・補助対象費用を算出するための実測費 等
補助対象外費用	・給排水、電気等の設備工事費及び設備機器等の購入費用 ・クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸等の窓付属部材 ・諸経費、設計費、書類等の補助対象製品以外の送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、消費税及び地方消費税、法定外福利費 ・金融機関に対する振込手数料 等

(注) 判別がつかない項目がある場合は交付申請書を提出する前にSIIIに相談すること。

(3) 戸建住宅及び集合住宅の改修について

① 戸建住宅の改修について

- ・「**2** (4) 部位別の補助対象製品の必要な性能値」及び「**2** (5) エネルギー計算結果早見表」の要件を満たすこと。
また、天井、外壁、床、及び窓の4部位のうち2部位以上を組み合わせで改修すること。
- ・居間又は主たる居室(就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等)を中心に改修すること。
居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても補助対象とならない。
- ・導入する断熱材及び窓は、原則、改修する居室等の外皮部分(外気に接する部分)全てに設置・施工すること。
- ・断熱材及び窓を改修する場合は、原則、外皮部分(外気に接する部分)のみ補助対象とする。
真空断熱材等の特殊な材料、工法等を用いて断熱改修をする場合は、交付申請書を提出する前にSIIIに相談すること。
- ・天井を改修する場合は、屋根の直下の天井、及び外気に接する天井の全て(バルコニー・下屋等で改修が困難な部分を除く)を改修すること。
- ・床^{※1}を改修する場合は、浴室及び玄関等の土間床は、改修しなくてもよい。
- ・窓の改修工法は、外窓の交換、内窓の取り付け、ガラスの交換(ガラス交換、カバー工法^{※2}、建具交換^{※3})とする。
- ・換気小窓^{※4}、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓等は改修を要件としない。
ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象としてもよい。
- ・窓及びガラスの交換を改修対象部位とした場合も、テラスドア、勝手口ドアは改修を要件としない。
ただし、ドアに組み込まれたガラスの面積がドア面積の50%以上である場合で補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象としてもよい。

② 集合住宅の改修について

- ・「**2** (4) 部位別の補助対象製品の必要な性能値」及び「**2** (5) エネルギー計算結果早見表」の要件を満たすこと。
- ・窓全部(玄関ドア以外のガラスを用いた開口部全て)を改修すること。
- ・窓の改修工法は、ガラスの交換(ガラス交換、カバー工法^{※2}、建具交換^{※3})、外窓の交換、内窓の取り付けとする。
ただし、換気小窓^{※4}、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓等は改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象としてもよい。
- ・窓及び断熱材を改修する場合は、原則、外皮部分(外気に接する部分)のみ補助対象とする。
真空断熱材等の特殊な材料、工法等を用いて断熱改修をする場合は、交付申請書を提出する前にSIIIに相談すること。

※1 外気に接する床(張出し床、ガレージ上、アルコーブ等)及びその他の床(外気に通じる床裏に接する床)をいう。

※2 既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける方法をいう。

※3 障子部分である「建具+ガラス」を一体として交換することをいう。

※4 障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいう。

(注) 上記の要件を適用せずに、個別にエネルギー計算を行い申請すること(以下「個別計算」という。)も可とする。

個別のエネルギー計算の方法は、「**2** (7) 個別計算について」を参照のこと。

(4) 部位別の補助対象製品の必要な性能値

事業の実施にあたっては補助対象製品を導入し「表1 部位別の補助対象製品の必要な性能値」の要件を満たすこと。

表1 部位別の補助対象製品の必要な性能値

熱抵抗値(R値)			熱貫流率(U値)			
天井		外壁	床	外窓・内窓	ガラスの交換	
1～3地域	4～8地域				Sグレード	Aグレード
5.4以上	2.7以上	2.7以上	2.2以上	2.33以下	1.50未満	1.50以上、2.33以下

※ 本値は本事業の適用判断のために用いるものであり、省エネ法に基づく性能値を保証しているものではないことに留意すること。

(5) エネルギー計算結果早見表

① 戸建住宅

- ・延床面積における断熱改修床面積合計の占める割合(以下「改修率」という。)が、表中の組合せ番号、地域区分ごとに記載されている割合を満足すること(次頁の「戸建住宅のエネルギー計算結果早見表の見方」参照)。
- ・1件の申請で[外窓]・[内窓]・[ガラスの交換 Sグレード]・[ガラスの交換 Aグレード]が混在する場合は、以下の優先順位で組合せ番号を適用すること。
[ガラスの交換 Aグレード] > [ガラスの交換 Sグレード] > [外窓・内窓]

表2 エネルギー計算結果早見表(戸建住宅)

断熱部位数	組合せ番号	天井※1	外壁	床※2	窓・ガラスの交換	最低改修率(%)								
						地域区分								
						1	2	3	4	5	6	7	8	
4部位	1	天井	外壁	床	外窓・内窓、Sグレード、Aグレード	25	25	25	25	25	25	25	25	個別計算
3部位	2	天井	外壁		外窓・内窓、Sグレード、Aグレード	25	25	25	25	25	25	25		
	3	天井	外壁	床		25	25	25	25	25	25	25		
	4		外壁	床	外窓・内窓、Sグレード、Aグレード	25	25	25	25	25	25	50		
	5	天井		床	外窓・内窓、Sグレード、Aグレード	25	25	25	25	25	25	25		
2部位	6	天井	外壁			25	25	25	25	25	25	25		
	7	天井		床		25	25	25	25	25	25	25		
	8	天井			外窓・内窓、Sグレード、Aグレード	25	25	25	25	25	25	25		
	9		外壁		外窓・内窓	30	30	40	40	40	40	70		
	10		外壁		Sグレード	40	40	40	40	40	40	70		
	11		外壁		Aグレード	40	40	40	40	40	40	70		
	12		外壁	床		40	40	40	40	40	40	100		
	13			床	外窓・内窓	40	40	40	40	40	40	100		
	14			床	Sグレード	50	40	40	40	40	40	100		
	15			床	Aグレード	50	50	50	50	40	40			

<計算条件>

「住宅事業建築主の判断基準のモデルプラン(2階建て、延べ床面積120.07㎡)」をベースに、対象エリアにて各対象部位を全て「住宅性能表示制度省エネ等級1仕様」から「R値=2.2、2.7、5.4の断熱材・U値=2.33の窓・U値=2.33、1.50のガラス」に改修した条件で、算定用WEBプログラムを用いて「平成28年基準」にてシミュレーション(設備等は一般的なものを想定)し、その結果に基づいて、住宅全体の一次エネルギー消費量の内、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上となった組合せで構成している。

※1 天井を改修する場合は、屋根の直下の天井、及び外気に接する天井の全て(バルコニー・下屋等で改修が困難な部分を除く)を改修すること。

※2 基礎断熱改修を行う場合は「個別エネルギー計算書」等を提出すること(「2(7)個別計算について」参照)。

(注) 改修床面積が早見表の最低改修率に達していなくても、階段等上下階が室内建具等で仕切られ、且つ居間又は主たる居室がある階層のみを改修する場合、要件を満たす場合があるので、該当する申請者は申請前にSIIへ相談すること。

② 集合住宅

該当住宅の地域区分が「○」であること。

表3 エネルギー計算結果早見表(集合住宅)

部位	地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
外窓・内窓 ガラスの交換	○	○	○	○	○	○	個別計算	

<計算条件>

代表的な一般住宅(集合住宅、延べ床面積54.37㎡)において、対象エリアにて窓のガラスを全て「住宅性能表示制度省エネ等級1仕様の窓」から「U値=2.33のガラスを使用した窓」に改修する条件で、算定用WEBプログラムを用いて「平成28年基準」にてシミュレーション(設備等は一般的なものを想定)し、その結果に基づいて、住宅全体の一次エネルギー消費量の内、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上となった組合せで構成している。

戸建住宅のエネルギー計算結果早見表の見方

本資料では、戸建住宅のエネルギー計算結果早見表の見方を解説します。
以下の手順にて、申請可能か確認してください。

1 断熱改修する居室等を決めてください。

・居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）は必ず選択してください。

2 断熱改修する部位（天井・外壁・床・窓・ガラスの交換）を決めてください。

- ・導入する断熱材及び窓は、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工する必要があります。
- ・補助対象となるのは、原則、外皮部分（外気に接する部分）のみとなります。
- ・基礎断熱改修を行う場合、エネルギー計算結果早見表は使用できません。「個別エネルギー計算書」等を提出してください（「**2**（7）個別計算について」参照）。

3 改修率を計算してください。

$$\text{改修率 (\%)} = \frac{\text{断熱改修床面積}^{\ast} (\text{m}^2)}{\text{延床面積} (\text{m}^2)} \times 100 (\%)$$

※ 断熱改修床面積 = **2** で選択した部位全て（天井を除く）を改修する居室等の床面積の合計

<計算例>

* 参考例を基に計算

* 計算は全て小数点以下第2位まで、3位以下切捨て

① 住宅の延床面積を計算します。

- ・1階の床面積が78.66㎡
- ・2階の床面積が64.59㎡の場合

延床面積 = 143.25㎡



② 断熱改修床面積を計算します。

- ・1階の床面積が64.59㎡
- ・2階の床面積が57.96㎡の場合

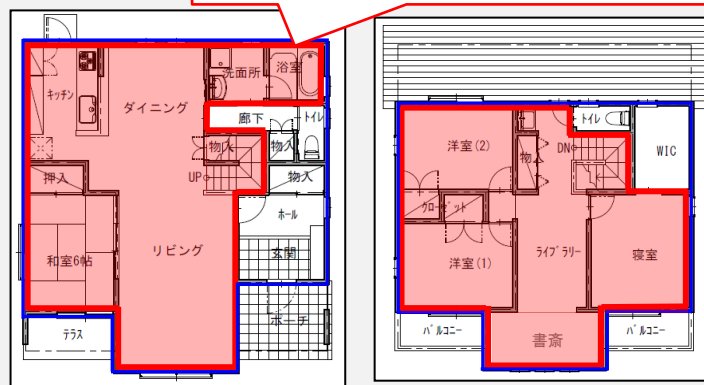
断熱改修床面積 = 122.55㎡



③ 改修率を計算します。

$$\text{改修率} = \frac{122.55\text{m}^2}{143.25\text{m}^2} \times 100\% = 85.5 (\%)$$

(参考例)



浴室の床及び玄関等の土間床は断熱改修工事が困難な場合も、当該部分は「断熱改修床面積」として改修率へ算入できる。

1階平面図

2階平面図

- …住宅の床面積部
- …断熱改修床面積部

戸建住宅のエネルギー計算結果早見表の見方

4 「エネルギー計算結果早見表」を確認してください。

＜確認方法＞

- ① ② で決めた断熱改修する部位の組合せ (4～2部位)
- ② 地域区分 (1～8地域)

早見表で①②の交わる部分の改修率を確認。
③ で求めた改修率が早見表の改修率より上まわってれば申請ができます。

＜参考例＞

① 断熱改修する部位の組合せ

・天井、床、窓の3部位改修
⇒ 組合せ番号：5

② 地域区分：6

* 改修率：85.5%

* 早見表改修率との比較

85.5% ≥ 25%
(判定：申請可能)

◆エネルギー計算結果早見表（戸建住宅）

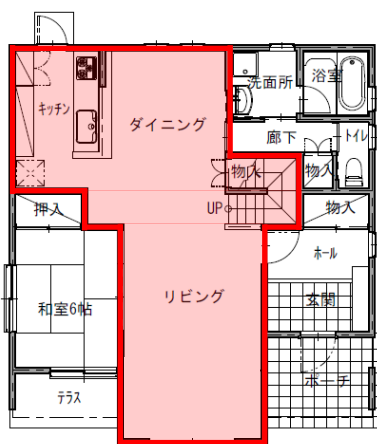
断熱部位数	組合せ番号	天井※1	外壁	床※2	窓・ガラスの交換	最低改修率(%)							
						地域区分							
						1	2	3	4	5	6	7	8
4部位	1	天井	外壁	床	外窓・内窓、Sグレード、Aグレード	25	25	25	25	25	25	25	25
	2	天井	外壁		外窓・内窓、Sグレード、Aグレード	25	25	25	25	25	25	25	
3部位	3	天井	外壁	床		25	25	25	25	25	25	25	
	4		外壁	床	外窓・内窓、Sグレード、Aグレード	25	25	25	25	25	25	50	
	5	天井		床	外窓・内窓、Sグレード、Aグレード	25	25	25	25	25	25	25	
	6	天井	外壁			25	25	25	25	25	25	25	
2部位	7	天井		床		25	25	25	25	25	25	25	
	8	天井			外窓・内窓、Sグレード、Aグレード	25	25	25	25	25	25	25	
	9		外壁		外窓・内窓	30	30	40	40	40	40	70	
	10		外壁		Sグレード	40	40	40	40	40	40	70	
	11		外壁		Aグレード	40	40	40	40	40	40	70	
	12		外壁	床		40	40	40	40	40	40	100	
	13			床	外窓・内窓	40	40	40	40	40	40	100	
14				床	Sグレード	50	40	40	40	40	40	100	
15				床	Aグレード	50	50	50	50	40	40		

※選択部が「個別計算」と表記がある場合は、個別エネルギー計算書の提出が必要です。

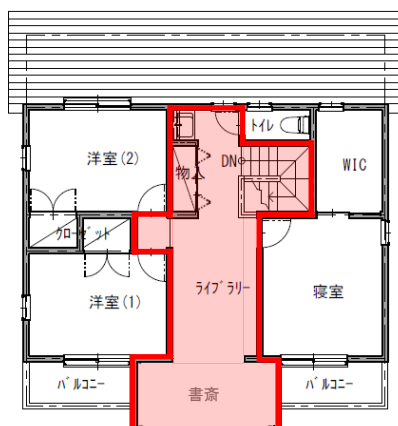
5 早見表で改修率が達しない場合は、見直しを行ってください。

- ・ 改修する居室等を増やし、改修率を上げる。
- ・ 断熱改修部位の組合せを変更する。
- ・ 「個別エネルギー計算書」等を提出する（「2（7）個別計算について」参照）。

【注意事項】 同一空間の考え方



1階平面図



2階平面図

間仕切りがなく、空間が繋がっている場合（吹抜け、階段等）は、同一空間と見なし、改修する居室等に含んでください。

左記の図の場合、1階のリビング、ダイニングを改修する場合は、階段で空間が繋がっているライブラリー等も改修する居室等に含む必要があります。

(6) 改修済みガラス・窓・断熱材について

申請する既存住宅に、交付申請時に既に一部取り付けであるガラス・窓・断熱材が、平成29年度高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業に登録されている製品である場合、以下の条件を満たすことで、その部分の改修は要件としないこととする。

ただし、既に取り付けてあるガラス・窓・断熱材に係る費用は補助対象外とする。

以下の書類を全て提出すること(交付申請書提出の際に添付すること)。

- ・建築士による証明書の原本
 - ※ 本事業の登録製品名、登録型番と同一である旨を記載し、建築士登録番号及び建築士の氏名、捺印をした証明書(書式自由)。
- ・建築士免許のコピー
- ・該当する製品の出荷証明書又は施工証明書等のコピー※1
- ・該当する製品のカタログのコピー
- ・該当する製品を示した平面図・立面図のコピー
- ・該当する製品の現況写真

※1 以下の項目が記載されていること。

- ・日付(発行日、納品日、施工日等)
- ・発行先
- ・発行者
- ・製品情報(メーカー名、製品名、SI登録型番等)
- ・数量・サイズ
- ・数値等(複層ガラス中空層の厚さ、ガスの有無)

(7) 個別計算について

エネルギー計算結果早見表の「個別計算」欄に該当する場合及び改修率を満たさない場合は、個別に住宅全体の一次エネルギー消費量の内、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上見込まれることを証明できる以下の計算書を添付して申請すること。

- ・個別エネルギー計算書(自由書式)
- ・「エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版)」により改修前・改修後の設計一次エネルギー消費量を計算した計算結果票
- ・外皮性能を算出した計算書(自由書式)。

なお、集合住宅(全体)の「個別計算」は以下の計算を行うこと。

原則、全住戸のそれぞれの断熱改修前・改修後の暖冷房の設計一次エネルギー消費量(AE₁、AE₂)を求め、以下の式により算出。

$$\text{全住戸の一次エネルギーの内、暖冷房エネルギーの削減率(\%)} = \frac{\Sigma AE_1 - \Sigma AE_2}{\Sigma AE_1} \times 100$$

※小数点以下第2位を四捨五入

・ただし、以下の手順による略式計算も可とする。

＜略式計算の例(5階建ての4住戸/階の集合住宅の場合)＞

a5	b5	c5	d5
a4	b4	c4	d4
a3	b3	c3	d3
a2	b2	c2	d2
a1	b1	c1	d1

※住戸タイプa2～a4は同じ暖冷房の設計一次エネルギー消費量としてよい(b2～b4、c2～c4、d2～d4も同様)。

AE_{1an}: 改修前のa住戸タイプn階住戸の暖冷房の設計一次エネルギー消費量(GJ/年)

AE_{2an}: 改修後のa住戸タイプn階住戸の暖冷房の設計一次エネルギー消費量(GJ/年)

$$\Sigma AE_1 = \sum_{n=1}^5 (AE_{1an} + AE_{1bn} + AE_{1cn} + AE_{1dn}) = AE_{1a1} + AE_{1a2} \times 3 + AE_{1a5} + AE_{1b1} + AE_{1b2} \times 3 + AE_{1b5} \dots$$

$$\Sigma AE_2 = \sum_{n=1}^5 (AE_{2an} + AE_{2bn} + AE_{2cn} + AE_{2dn}) = AE_{2a1} + AE_{2a2} \times 3 + AE_{2a5} + AE_{2b1} + AE_{2b2} \times 3 + AE_{2b5} \dots$$

(注1) 天井、外壁、床、及び窓の4部位のうち2部位以上を組み合わせで改修すること。

なお、窓の改修工法は、外窓の交換、内窓の取り付け、ガラスの交換(ガラス交換、カバー工法^{※1}、建具交換^{※2})とする。

(注2) エネルギー計算は、以下のいずれかによるものとする。

1. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく「建築物エネルギー消費性能基準(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」【建築物エネルギー消費性能基準】
2. エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成28年経済産業省・国土交通省告示第1号による改正後のもの)」【H28年基準】

(注3) エアコンディショナーの導入を、高性能建材を用いた改修と同時に行う場合は、消費効率が建築研究所のホームページで公表されているエネルギー消費効率の区分(い)を満たす機種に限り、計算条件とすることを認める。

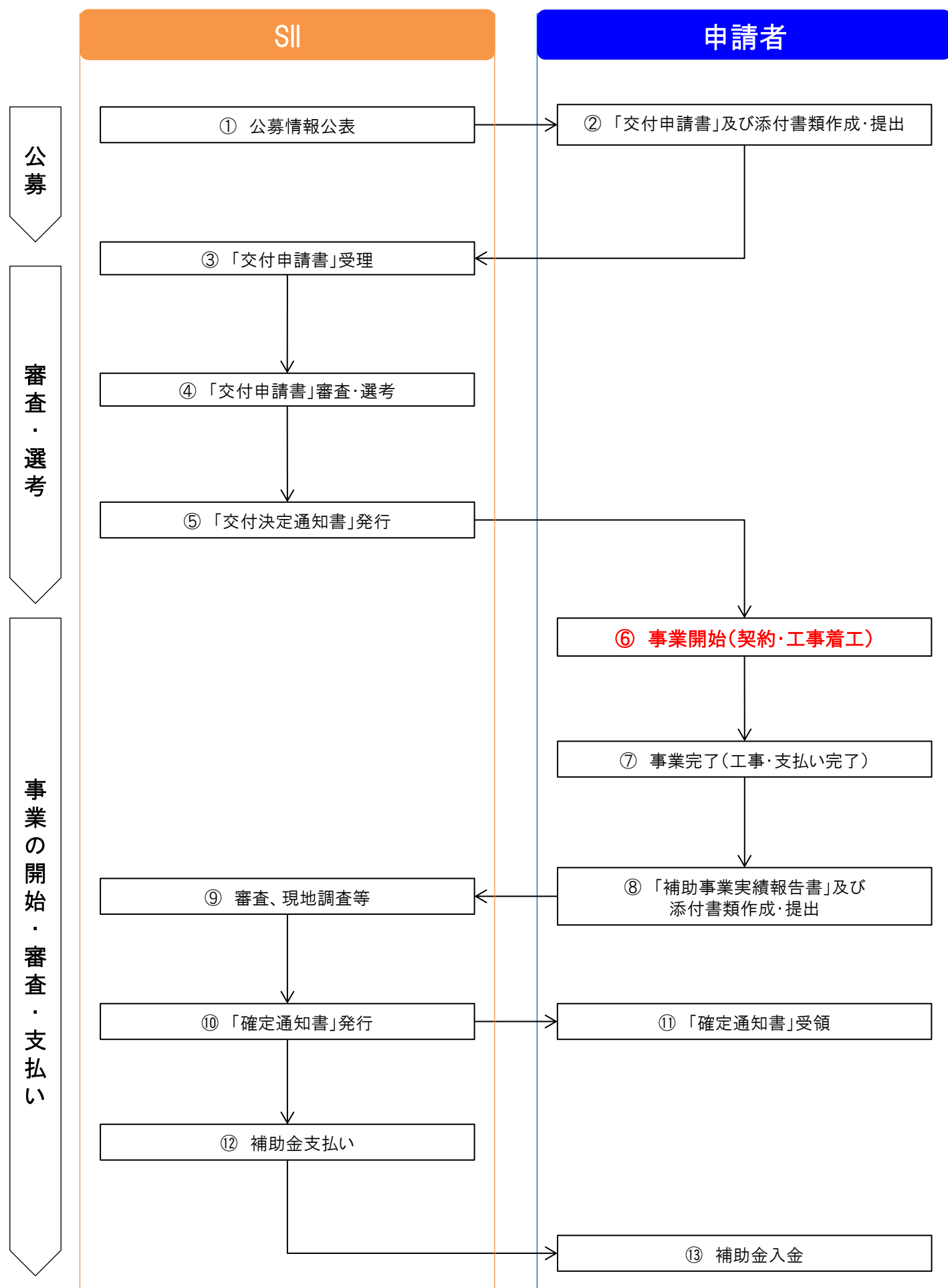
導入する機種の性能が分かるカタログ等の写しを添付すること。ただし、エアコンディショナーは補助対象外とする。

※1 既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける方法をいう。

※2 障子部分である「建具+ガラス」を一体として交換することをいう。

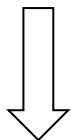
3 事業の実施

(1) 事業フロー



① 公募情報公表

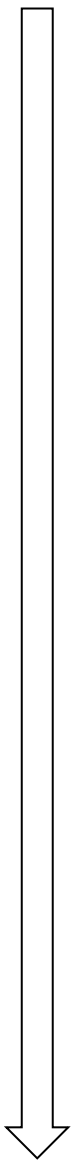
SII



SIIは、補助事業を行おうとする者に対し公募を行い、必要に応じて説明を行う。
また、SIIホームページに公募情報を公表する。

② 「交付申請書」及び添付書類作成・提出

申請者



1) 申請について

申請をする場合は、1物件につき1申請とする。申請者は提出に必要な書類※¹を作成し、1部(正本)をSII指定の提出先※²に送付すること(提出書類は控えを取っておくこと)。また申請者は、申請書類に関するSIIからの問い合わせに対応できること。

また、1申請あたり100戸以上の集合住宅(全体)の補助事業の場合、設計又は工事を行う事業者がSIIに登録された断熱リノベ事業者であること。

※1 「**4** (1)必要提出書類の一覧」参照

※2 「**4** (4)申請書提出期間、提出先及び問合せ先」参照

(注) 申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しないので注意すること。

2) 手続代行者について

申請者は申請について第三者に依頼することができる。申請の手続きを代行するもの(以下「手続代行者」という。)は、申請者の了解の下で依頼された内容について、間違いや不備等のないよう注意して申請を行うこと。

手続代行者による申請の場合、申請書類に関するSIIからの問い合わせや訂正依頼に対応できることを要件とする。

手続代行者は、本事業の趣旨を踏まえ、適切な申請を心がけること。

また、手続代行者は事業の進捗管理を行い、予定通り事業が完了するように努めること。

適宜、SIIからその状況報告を求めることがある。

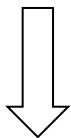
なお、「交付決定通知書」や、「確定通知書」等の正式な通知書面等は申請者に送付する。

3) 利益等排除について

申請者又は申請者と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係る場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象費用とすること。

③ 「交付申請書」受理

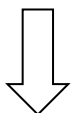
SII



申請期間内に到着した申請分において、要件の不適合、書類の不備・不足等がある場合は原則、申請を受理しないので注意すること。

④ 「交付申請書」審査・選考

SII



受理した申請は、審査委員会において審査・選考を行う(詳細は「**1** (10)審査・選考について」参照)。

⑤ 「交付決定通知書」発行

SII

SIIは交付申請書を受付後、その内容が適切であると認められる者に対し交付決定を行い、交付決定通知書にて申請者に通知する。
 なお、交付決定通知書は補助金額を決定するものではないので注意すること。
 交付決定後に、交付申請内容が本事業の補助要件を満たさないことが発覚した等の場合は、審査の結果にかかわらず交付決定の修正又は取り消しの措置を講じることがある。

(注1) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取り下げることを条件に交付決定する。

(注2) 交付の決定について、個別の問い合わせには応じられないので注意すること。

⑥ 事業開始(契約・工事着工)

申請者

1) 補助事業の開始について

交付決定の通知を受けた後、速やかに改修しようとする補助対象工事の契約及び工事の着手をすること。
 ただし、申請者は特に以下の点に注意すること。

- ・交付決定通知書と一緒に送付される事務取扱説明書を熟読し、十分理解した上で事業開始すること。
 また、交付決定通知書に記載される交付決定通知日以降に契約・工事着工すること。
- ・交付決定通知日より前に着工をしていないことを証明するため、交付決定通知書に記載される「交付決定番号」を記載したボード(工事看板)を写し込んだ写真を撮影すること。
 ただし、工事中用黒板アプリは使用しないこと。

2) 補助事業の計画変更について

申請内容の変更は原則認めない。やむを得ない理由により、補助事業の実施中に事業内容に変更の可能性が生じた場合は、予めSIIに相談しSIIの指示に従うこと。

なお、省エネルギー率当たりの事業単価が高くなる変更は原則として認めないので注意すること。

⑦ 事業完了(工事・支払い完了)

申請者

- ・事業完了日は、補助事業に係る一連の工事が完了した日もしくは補助対象工事を含む一連の工事の支払いが完了した日(入金受領日)のいずれか遅い日とする。
 例) 工事完了:12/4 支払い完了:12/5 の場合、事業完了日は12/5
 工事完了:12/4 支払い完了:11/29 の場合、事業完了日は12/4
- ・補助事業に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い(金融機関による振込)とすること。
 手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払い方法は不可とする。

⑧ 「補助事業実績報告書」及び添付書類作成・提出

申請者

補助事業者は、工事が完了したら、補助事業実績報告書及び、必要書類^{※1}を募集次区分、住宅区分ごとに以下の提出期限内に必ず提出すること。

<提出期限>

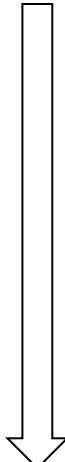
事業完了日から起算して30日以内又は以下のいずれか早い日の17:00必着

- | | | |
|------|---------------|------------------|
| 一次公募 | 戸建住宅・集合住宅(個別) | : 平成29年12月15日(金) |
| | 集合住宅(全体) | : 平成30年1月15日(月) |
| 二次公募 | 戸建住宅・集合住宅(個別) | : 平成30年1月15日(月) |

※1 別途、交付決定通知書に同封される事務取扱説明書を参照のこと。

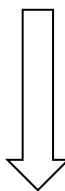
⑨ 審査、現地調査等

SII

- 
- ・SIIは、補助事業実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事・費用等の審査を行い、且つ必要に応じて現地調査を行う。
 - ・現地調査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する調査であり、補助金の額を確定するためのものである。
 - ・申請者はやむを得ない場合を除き、立ち会うこと。拒否した場合は、交付決定の取り消しとなり、補助金の支払いができない場合があるので注意すること。手続代行者又は共同申請者がいる場合、手続代行者及び共同申請者も、原則立ち会うこと。
 - ・現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取り消しとなり、補助金の支払いができない場合があるので注意すること。

⑩ 「確定通知書」発行

SII



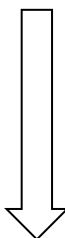
SIIは、上記審査等にて内容が適正であると認めたととき、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に対し、確定通知書にて補助金額の確定を通知する。

⑪ 「確定通知書」受領

申請者

⑫ 補助金支払い

SII



SIIは、確定通知書にて補助金額を通知した後、補助金を支払う。
なお、振込先口座がネットバンキングの場合は、SIIが別途指定する書類※1を提出すること。

※1 別途、交付決定通知書と一緒に送付される事務取扱説明書を参照のこと。

⑬ 補助金入金

申請者

(2) 事業成果の報告について

本事業は省エネルギー効果等を要件としており、事業効果の検証のため、SIIからエネルギーデータの提出を求め、公表する場合がある。

(3) 所得財産等の処分について

補助事業により取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該資産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければならない。

また、法定耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、予め財産処分申請書(様式第9)をSIIに提出し、その承認を受けること。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金及び延滞金(年利10.95%)と共に補助金全額の返還を求めることがある。

SIIは、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとする(補助金の返還金額及び加算金、延滞金は全て小数点以下切り捨てとする)。

(4) 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等について

補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従わなければならない。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- ・適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ・適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ・相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- ・SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- ・補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

(5) その他の注意事項

- ① 同一物件について、複数回の採択は行わない。
- ② 補助対象要件を満たしている二世帯住宅で、各戸を区分登記できないものは、1世帯の申請とする(場合により区分登記された表示登記書を提出する)。
- ③ 申請者、共同申請者、手続代行者は最後まで事業を遂行することを心がけること。
なお、補助事業者の辞退・取り下げが集中するような手続代行者の申請案件は次年度以降、申請を受理しない場合等がある。
- ④ 当該事業で改修した補助対象製品は、SIIが補助事業の対象となり得るとして指定したものであり、補助対象製品改修に係る補助事業者と施工会社等との契約、施工、製品等の品質・性能、改修完了後の保守や保証、燃料等の調達、知的財産権等をSIIが保証するものではない。万一上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しない。
- ⑤ SIIIに提出された申請書類は返却しないこと。
- ⑥ SIIIに提出された申請や報告の情報は、事前告知を行わず、国又はSIIから公表される場合があること。
- ⑦ 以下に該当する場合、事前にSIIIに相談すること。
 - ・リース事業者と共同申請する場合
 - ・支払い委託契約の場合
 - ・クレジット契約(個別クレジット)を利用する場合
- ⑧ 断熱改修によって気密性能が向上すると、同時に室内湿度が上昇し、結露が発生する可能性がある。
この問題は加湿する開放型暖房設備の使用を控えることや、生活習慣の改善、換気システムの導入等によって緩和することができる。木部の劣化やカビ発生の原因となる結露の防止の観点から十分注意すること。
(参照：一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構 自立循環型住宅のホームページ
http://www.jjj-design.org/eco_repair/technique/02.html)
- ⑨ 部分的な断熱工事は、改修箇所によって断熱した暖房室と非断熱の非暖房室との温度差が大きく、ヒートショックが発生する可能性があること。

(注) 表紙裏の“補助金の交付申請又は受給される皆様へ”についても確認すること。

<個人情報の利用目的について>

取得した個人情報は、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用することがある。
その場合、国が認める外部機関に提供を行う場合がある。
また、同一の設備等に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがある。

4 申請の方法

(1) 必要提出書類の一覧

提出書類は、下記の順番でファイル(A4)に綴じ込み提出すること。

申請者は「**■** (6)申請者の資格」に記載されている、該当する住宅区分の様式で申請すること。
 SIIのホームページで公表している様式以外での申請は認めない。

○：提出必須 △：該当者のみ提出

No	書類名	様式	申請建物の形態			正本 ※SIIへ提出	副本 ※申請者控え	内容の詳細	
			戸建住宅	集合住宅 (個別)	集合住宅 (全体)				
①	交付申請書	様式第1・1-2	○	○	○	原本	コピー	P22	
②	暴力団排除に関する誓約事項・役員名簿	別紙1・2	○	○	○	原本	コピー		
③	実施計画書	定型様式1	○	○	○	原本	コピー		
④	費用関係書類	費用総括表	定型様式2	○	○	○	原本		コピー
⑤		費用明細書	定型様式3	○	○	○	原本	コピー	
⑥		見積書	自由	○	○	○	コピー	原本	
⑦	建築図面等	平面図	自由	○	○	○	コピー	原本又はコピー	P23
⑧		立面図	自由	△	△	△	コピー	原本又はコピー	
⑨		求積表	自由	△	△	△	コピー	原本又はコピー	
⑩		姿図	自由	△	△	△	原本又はコピー	コピー	
⑪	施工登録店証明書等	自由	△	△	△	原本又はコピー	コピー	P24	
⑫	改修前写真	自由	○	○	○	原本	コピー		
⑬	住民票	自由	△	△		原本	コピー		
⑭	売買契約書	自由	△	△	△	コピー	原本		
⑮	建物の登記事項証明書	自由	△	△	△	原本	コピー		
⑯	印鑑登録証明書	自由	○	○	○	原本	コピー		
⑰	実在証明書	自由			△	コピー	原本		
⑱	財務諸表	自由	△	△	○	コピー	原本		
⑲	管理組合総会の議案書及び議事録	自由			△	コピー	原本又はコピー		
⑳	施工体制予定票	定型様式4			△	原本	コピー		
㉑	リース等	リース契約書(案)	自由	△	△	△	コピー	原本	P25
㉒		リース等料金計算書	定型様式5	△	△	△	原本	コピー	
㉓		支払い委託契約書(案)	自由	△	△	△	コピー	原本	
㉔		個別クレジット契約による補助金に関する取決書	定型様式6	△	△	△	原本	コピー	
㉕	個別計算	個別エネルギー計算書	自由	△	△	△	原本	コピー	
㉖		UA値・η AH値・η AC値算出計算書	自由	△	△	△	原本	コピー	
㉗	交付要件等確認書	定型様式7	○	○	○	原本	コピー		
㉘	提出書類チェックリスト	-	○	○	○	原本	コピー		

(2) 必要提出書類の詳細

提出が必要な書類は住宅区分により異なる。住宅区分毎の提出書類は右側のアイコンを確認すること。

アイコンの説明



《例》

● 住戸タイプ別費用明細書

戸建

集個

集全

集合住宅(全体)において提出が必要
※不要な項目はアイコンが薄い灰色となる

① 交付申請書

戸建

集個

集全

- ・SIが指定する交付申請書に記入すること。
- ・申請者、共同申請者、手続代行者の印鑑登録印を捺印すること。

② 暴力団排除に関する誓約事項・役員名簿

戸建

集個

集全

- ・暴力団排除に関する誓約内容を熟読すること。
- ・申請者が法人又は、集合住宅の管理組合等の場合及び、リース事業者等との共同申請の場合は、それぞれの役員名簿を提出すること。

③ 実施計画書

戸建

集個

集全

- ・申請する住宅の断熱改修工事仕様を明記すること。

④ 費用総括表

戸建

集個

集全

- ・費用明細書を基に、補助対象合計金額(税抜)等を記入すること。

⑤ 費用明細書

戸建

集個

集全

<戸建住宅の場合><集合住宅(個別)の場合>

- ・SIが規定する対象費用に基づいて、製品区分ごとに記入すること。
- ・材料費と工事費を分けて費用表記すること。また、工事費は詳細を分けて表記すること。
- ・費用明細書と費用総括表の整合性が取れていること。

<集合住宅(全体)の場合>

- ・SIが規定する対象費用に基づいて、住戸タイプ・改修工法ごとに記入すること。
- ・材料費と工事費を分けて住戸タイプごとに費用表記すること。また、工事費は詳細を分けて表記すること。
- ・費用明細書と費用総括表の整合性が取れていること。

⑥ 見積書

戸建

集個

集全



・工事請負契約予定の見積書一式全てのコピーを提出すること。

※ 内訳書には費用・費目の詳細を記すこと。

※ 補助対象費用であることが分かるように、備考欄等にその旨(例:補助対象 等)を記入するか、費用・費目にマーク等を記すこと。
一つの費目に補助対象外が混同している場合は補助対象と補助対象外に費用・費目を分けること。

※ 「**1**(8) 補助対象となる費用 ①費用区分」に該当する費用であって補助申請に加えていない費用がある場合には備考欄等にその旨を記入するか、費用・費目にマーク等を記すこと。

⑦ 平面図 ※記載例はP26～P29参照

戸建

集個

集全



<戸建住宅の場合>

・改修前、改修後の1/100程度の平面図を提出すること。

・実施計画書に記載の「延べ床面積」の算定式及び、改修率の算定式を記載すること。

・実施計画書に記載の「断熱改修床面積」の対象部を網掛け又は着色にて明示の上、求積表を記載すること。

・断熱改修を行う箇所を網掛け又は着色にて明示の上、求積表を記載すること。

<集合住宅(個別)の場合>

・室名と窓位置が分かる間取り図又は平面図であること。

・費用明細書に記載の「ガラス番号」「窓番号」と同じガラス、窓の番号を明記すること。

・断熱材による改修を行う場合は、断熱改修を行う箇所を網掛け又は着色にて明示の上、求積表を記載すること。

<集合住宅(全体)の場合>

・棟別、階層別全てにおいて提出すること。住戸タイプ、部屋No.が明記されていること(例:Aタイプ 501号室)。

・窓等の改修の場合、改修箇所に窓番号等を付して明記すること。※窓等の設置位置等が明記されていること。

・断熱材による改修を行う場合は、断熱改修を行う箇所を網掛け又は着色にて明示の上、求積表を記載すること。

⑧ 立面図 ※記載例はP30参照

戸建

集個

集全



・断熱材による改修を行う場合、断熱改修部が判別できる図面を適宜提出すること。また、屋根伏図・床伏図等が審査に必要となる場合は、提出を求めることがある。

・改修前、改修後の立面図(東西南北全て)を提出すること。

・断熱材による外壁改修を行う場合は、断熱改修を行う箇所を網掛け又は着色にて明示の上、求積表を記載すること。

⑨ 求積表 ※記載例はP26～P30参照

戸建

集個

集全



・断熱材による改修を行う場合、平面図及び立面図に求積表を記載しない場合は別途提出すること。

※戸建住宅に限り、改修率の計算式も記載すること。

・求積図の番号、室名の記載が有り、整合性がとれていること。

⑩ 姿図

戸建

集個

集全



・ガラスの交換(ガラス交換、カバー工法、建具交換)をする場合提出すること。

・費用明細書の窓番号、ガラス番号の記載が有り、整合性がとれていること。

⑪ 施工登録店証明書等

戸建

集個

集全



・真空断熱材製品を使用する場合、メーカーが発行する施工登録店証明書のコピー又は届出書の原本を提出すること。

⑫ 改修前写真

戸建

集個

集全



- ・改修前の申請する住宅の建物全体が分かる外観写真を提出すること。
- ・改修対象としない換気小窓、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓の写真を提出すること。

⑬ 住民票

戸建

集個

集全



- ・申請者が個人の場合、提出すること。ただし、賃貸住宅を申請する場合、提出不要とする。
- ・本事業の補助対象製品を設置する住所のもので、申請日から3か月以内に発行されたマイナンバーの記載のない住民票を送付すること。 ※マイナンバーの記載のある書類が送付された場合には、SIIにて黒塗り等の処理を行う。

⑭ 売買契約書

戸建

集個

集全



- ・転売物件の購入予定者で、申請時に住民票が移されていない場合、コピーを提出すること。
- ・買取再販業者が申請する場合、コピーを提出すること。

⑮ 建物の登記事項証明書

戸建

集個

集全



<戸建住宅の場合>

- ・賃貸住宅を申請する場合、申請日から3か月以内に発行された原本を提出すること。

※その他の住宅区分においても、SIIから提出を求められた場合、原本を提出すること。

⑯ 印鑑登録証明書

戸建

集個

集全



- ・申請者が個人及び、非法人(集合住宅の管理組合等)の場合、申請日から3か月以内に発行された原本を提出すること。 ※集合住宅(全体)の場合、「⑰. 実在証明書」と同一人物のものであること(理事長等(申請者)個人のもの)。
- ・申請者が法人の場合、法人印の印鑑登録証明書の原本を提出すること。

⑰ 実在証明書

戸建

集個

集全



- ・申請者が非法人(集合住宅の管理組合等)の場合、実在証明が可能な下記書類全てを提出すること。
 - (1) 理事長等選任の議事録(ただし、個人所有の場合は提出不要とする。)
 - (2) 理事長等個人の下記の書類のうちいずれか1つのコピー
 1. 運転免許証
 2. 健康保険証
 3. 住民基本台帳カード
 4. パスポート
 ※有効期限内のものであること

⑱ 財務諸表

戸建

集個

集全



- ・申請者が法人の場合、財務状況が分かる下記書類を全て提出すること。
直近3期分の決算報告書(貸借対照表・損益計算書・財産目録)のコピー
- ・集合住宅(全体)の申請をする非法人の場合、申請者の財務状況が分かる下記書類を全て提出すること。
財務諸表に相当する会計資料のコピー及び、預貯金残高が確認できる銀行口座のコピー

⑲ 管理組合総会の議案書及び議事録

戸建

集個

集全



- ・集合住宅(全体)の申請をする管理組合等の場合、本事業に係る改修の意思決定を行った際の議案書及び議事録のコピーを提出すること。 ※抜粋は不可とする。

⑳ 施工体制予定票

戸建

集個

集全

○

△

- ・100戸以上の集合住宅の断熱改修を行う申請者は、原本を提出すること。
- ・設計又は工事を行う事業者がSIIIに登録された断熱リノベ事業者であることが確認できること。

㉑ リース契約書(案)

戸建

集個

集全

○

△

- ・リース事業者等と共同申請を行う場合、コピーを提出すること。
- ・リース料から補助金相当分が減額されていること。
- ・リースの期間は原則法定耐用年数以上とすること。法定耐用年数を下回る契約である場合にあっては、リースの期間終了後に申請者に所有権移転が行われる契約となっていること。

㉒ リース料金計算書

戸建

集個

集全

○

△

- ・リース事業者等と共同申請の場合、原本を提出すること。
- ・リース等契約における費用の算出をすること。

㉓ 支払委託契約書(案)

戸建

集個

集全

○

△

- ・リース事業者等と共同申請の場合、コピーを提出すること。
- ・補助金が申請者に支払われたとき、当該金額の全額が直ちに当該支払い委託の事業者に一括で支払われる旨の規定がされていること。

㉔ 個別クレジット契約による補助金に関する取決書

戸建

集個

集全

○

△

- ・個別クレジットを利用する場合、原本を提出すること。
- ・交付申請書提出以降に利用する場合、速やかにSIIIに連絡の上、本様式を提出すること。

㉕ 個別エネルギー計算書

戸建

集個

集全

○

△

㉖ UA値・ η AH値・ η AC値算出計算書

- ・個別計算を行う場合のみ原本を提出すること。
- ・個別計算による計算書、及び平面図(各居室面積が分かるもの)、立面図、矩計図、配置図(真北と建物との方位角が明記されているもの)、全ての開口部の寸法が分かるもの(窓の姿図等)を合わせて提出すること。
- ※個別計算の詳細は、「**2**(7)個別計算について」を参照すること。

㉗ 交付要件等確認書

戸建

集個

集全

○

△

- ・必ず申請者自身が署名し印鑑登録印を捺印すること(手続代行者の作成は不可)。
- ・申請者自身が提出書類一式について責任を持ち、本事業の内容、交付要件、提出書類、個人情報の利用等について確認し了解した上で申請し、且つ虚偽、不正のないことを確認するための書類。

㉘ 提出書類チェックリスト

戸建

集個

集全

○

△

- ・提出書類について、添付漏れがないかチェックし提出すること(手続代行者のチェックでも可)。

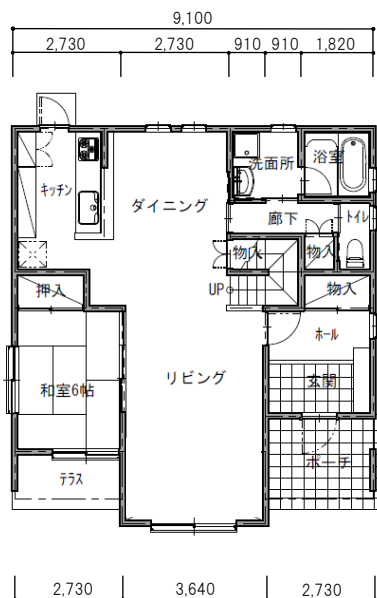
平面図、求積図、立面図、求積表の記載例(戸建住宅の場合)

【断熱改修床面積及び各部位の施工面積算出における図面の作成例】

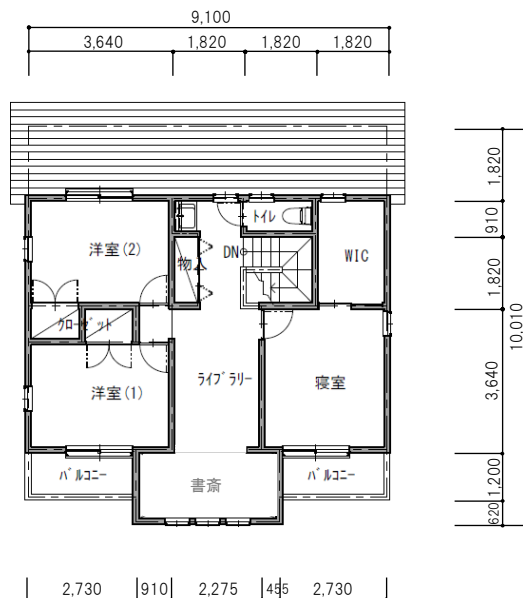
算出条件: 組合せ番号 1

改修部位: 天井、外壁、床、窓

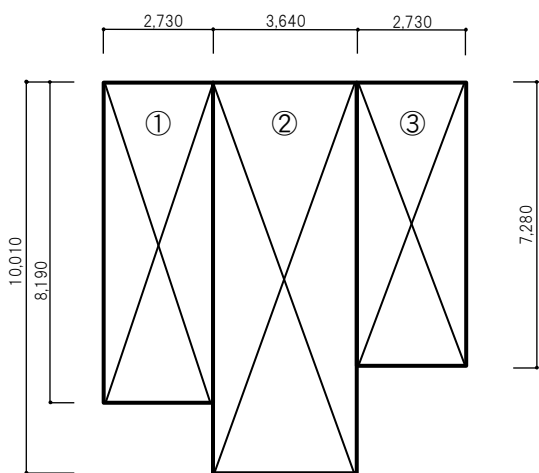
① 改修後の平面図より、全体の延床面積を算出



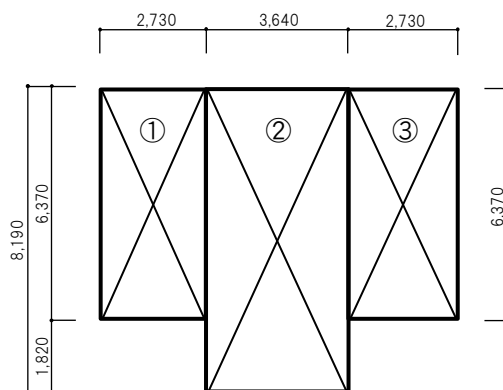
1階平面図



2階平面図



1階求積図



2階求積図

<延べ床面積求積表(1階)>

階数	番号	サイズ(mm)	改修面積(m ²)
1階	①	2,730×8,190	22.3587
1階	②	3,640×10,010	36.4364
1階	③	2,730×7,280	19.8744
1階合計			78.6695

<延べ床面積求積表(2階)>

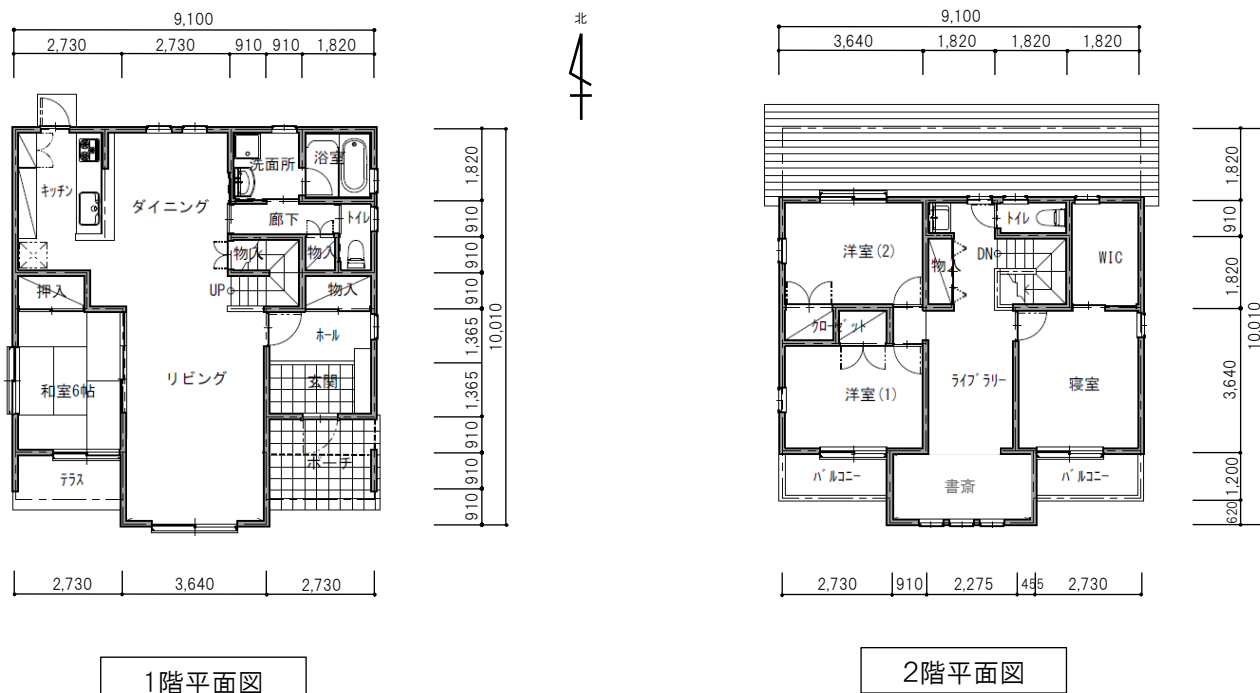
階数	番号	サイズ(mm)	改修面積(m ²)
2階	①	2,730×6,370	17.3901
2階	②	3,640×8,190	29.8116
2階	③	2,730×6,370	17.3901
2階合計			64.5918

番号は図面等と整合性をとる。

1階、2階それぞれの床面積合計の小数点3位以下を切捨て、延床面積を算出する。

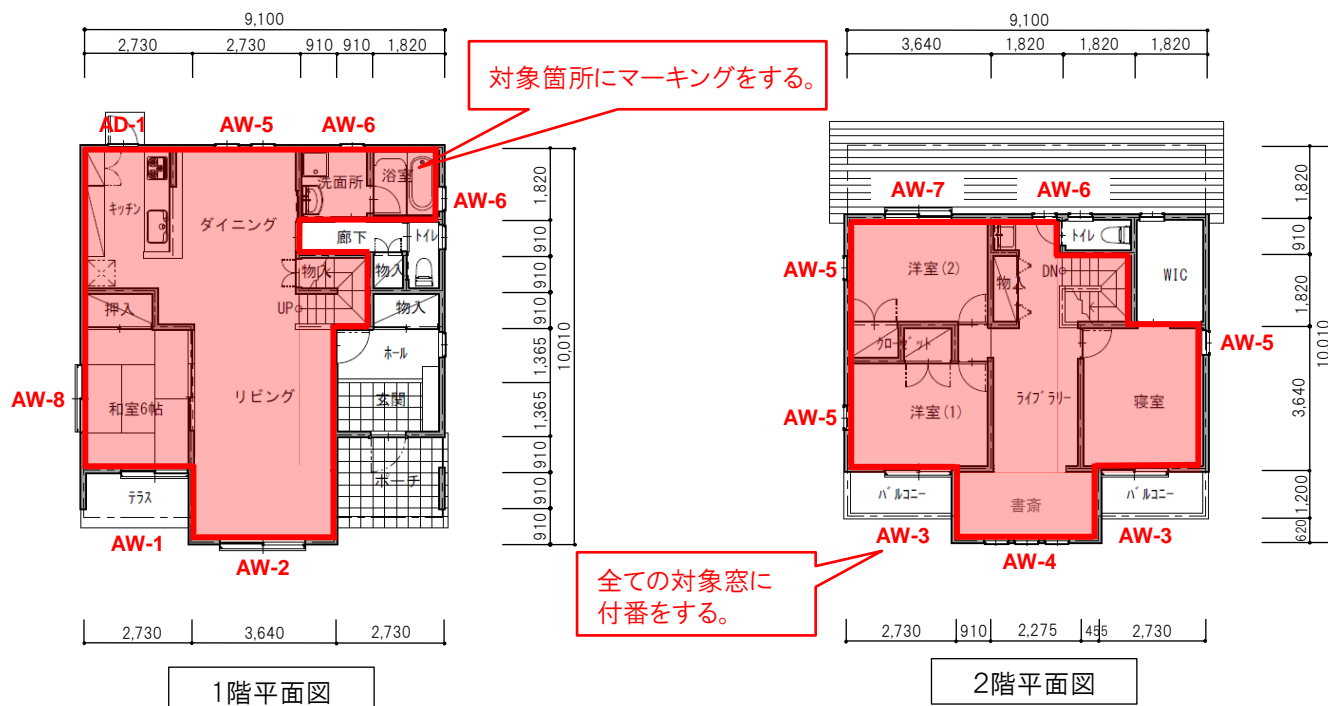
1階2階の合計延べ床面積：78.66+64.59=143.25m²

②対象住宅の平面図より、断熱改修する居室等及び改修部位を決める



当該箇所に着色する等のマーキングをする。また、窓を改修する場合は窓番号を付番する。

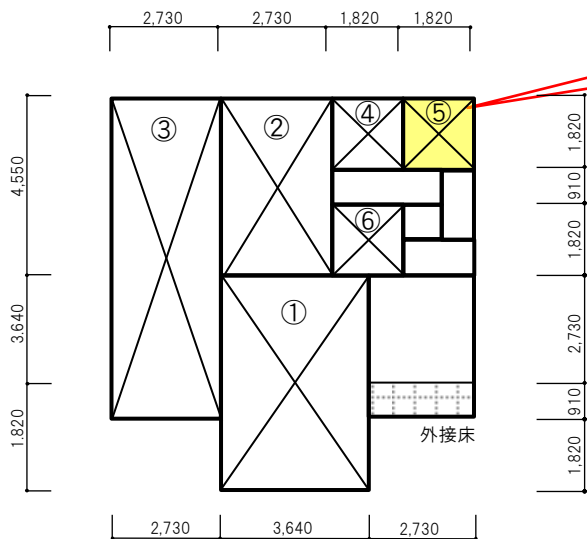
断熱改修床面積部



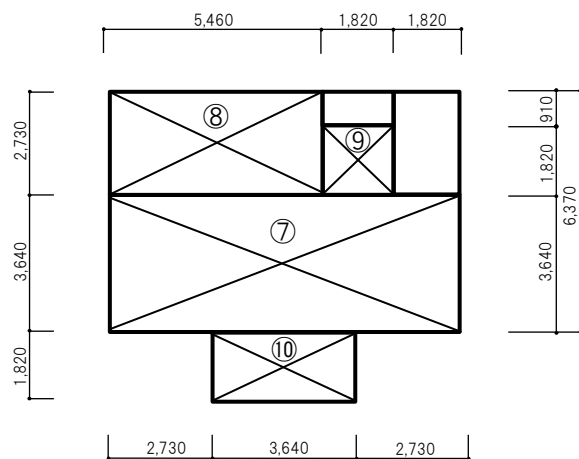
この例では、以下の組合せ番号及び改修部位を選択したものとする。
 ・組合せ番号: No. 1
 ・改修部位 : 天井、外壁、床、窓

③ 改修率の計算をする(②で選択した断熱改修する居室等の床面積)

浴室の床及び玄関等の土間床は断熱改修工事が困難な場合も、当該部分は「断熱改修床面積」として改修率へ算入できる。



1階求積図



2階求積図

<断熱改修床面積求積表(1階)>

階数	番号	サイズ(mm)	改修面積(m ²)
1階	①	3,640×5,460	19.8744
1階	②	2,730×4,550	12.4215
1階	③	2,730×8,190	22.3587
1階	④	1,820×1,820	3.3124
1階	⑤	1,820×1,820	3.3124
1階	⑥	1,820×1,820	3.3124
1階合計			64.5918

<断熱改修床面積求積表(2階)>

階数	番号	サイズ(mm)	改修面積(m ²)
2階	⑦	9,100×3,640	33.1240
2階	⑧	5,460×2,730	14.9058
2階	⑨	1,820×1,820	3.3124
2階	⑩	3,640×1,820	6.6248
2階合計			57.9670

1階2階の合計断熱改修床面積：64.59+57.96=122.55m²

番号は図面等と整合性をとる。

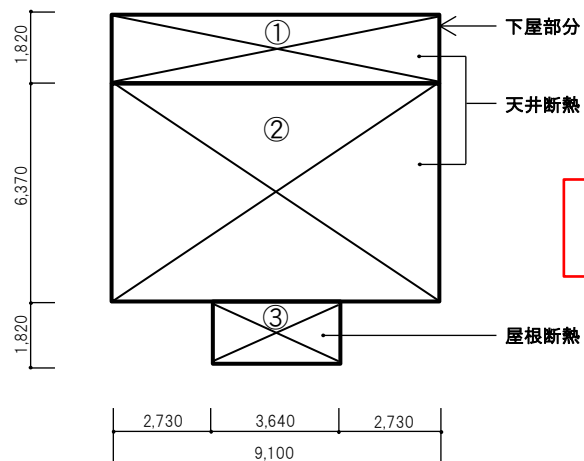
1階、2階それぞれの改修面積合計の小数点3位以下を切捨て、断熱改修床面積を算出する。

$$\text{改修率} = \frac{122.55\text{m}^2(\text{断熱改修床面積})}{143.25\text{m}^2(\text{延べ床面積})} \times 100 = 85.5\%$$

前頁の①で算出した「延べ床面積」と「断熱改修床面積」で改修率を算出し、公募要領の早見表で改修率が上回っているか確認する。

④ 各部位の断熱改修施工面積を算出する

●【天井】断熱改修施工面積



天井求積図

<【天井】施工面積求積表>

番号	サイズ(mm)	施工面積(m ²)
①	9,100×1,820	16.5620
②	9,100×6,370	57.9670
③	3,640×2,019*	7.3491
合計		81.8781

番号は図面等と整合性をとる。

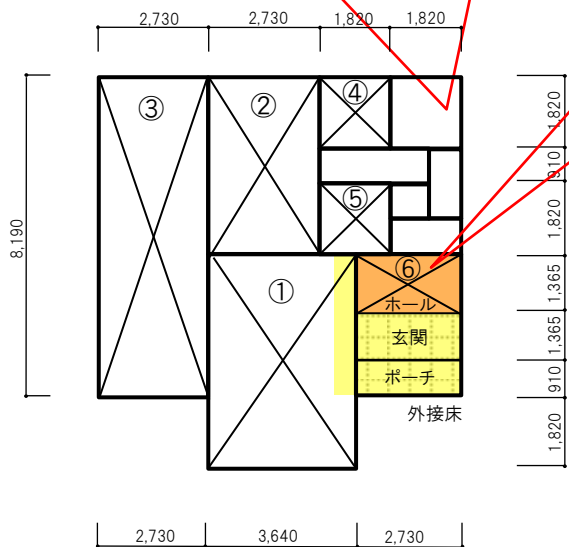
※屋根寸法…図面は別紙「外壁の立面図」を参照のこと

●【床】断熱改修施工面積

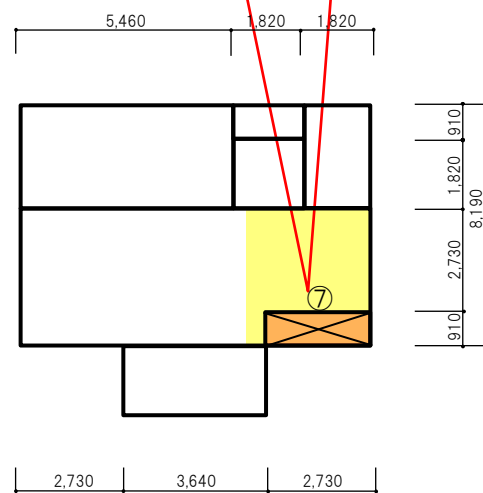
前頁の改修率の計算では「浴室」の床面積を含めていたが、実際に断熱改修をしない場合は、施工面積には含めない。

2階の寝室から投影される1階床部分は断熱改修の対象になる。なお、玄関土間床は改修しなくてよいので⑥のホール部分のみ改修を行う。(図1参照)

⑦の玄関ポーチ上部は外皮になるので、寝室床部の改修を行う必要がある。(図1参照)



1階床求積図



2階床求積図

<【床】施工面積求積表(1階)>

階数	番号	サイズ(mm)	施工面積(m ²)
1階	①	3,640×5,460	19.8744
1階	②	2,730×4,550	12.4215
1階	③	2,730×8,190	22.3587
1階	④	1,820×1,820	3.3124
1階	⑤	1,820×1,820	3.3124
1階	⑥	2,730×1,365	3.72645
1階小計			65.00585

<【床】施工面積求積表(2階)>

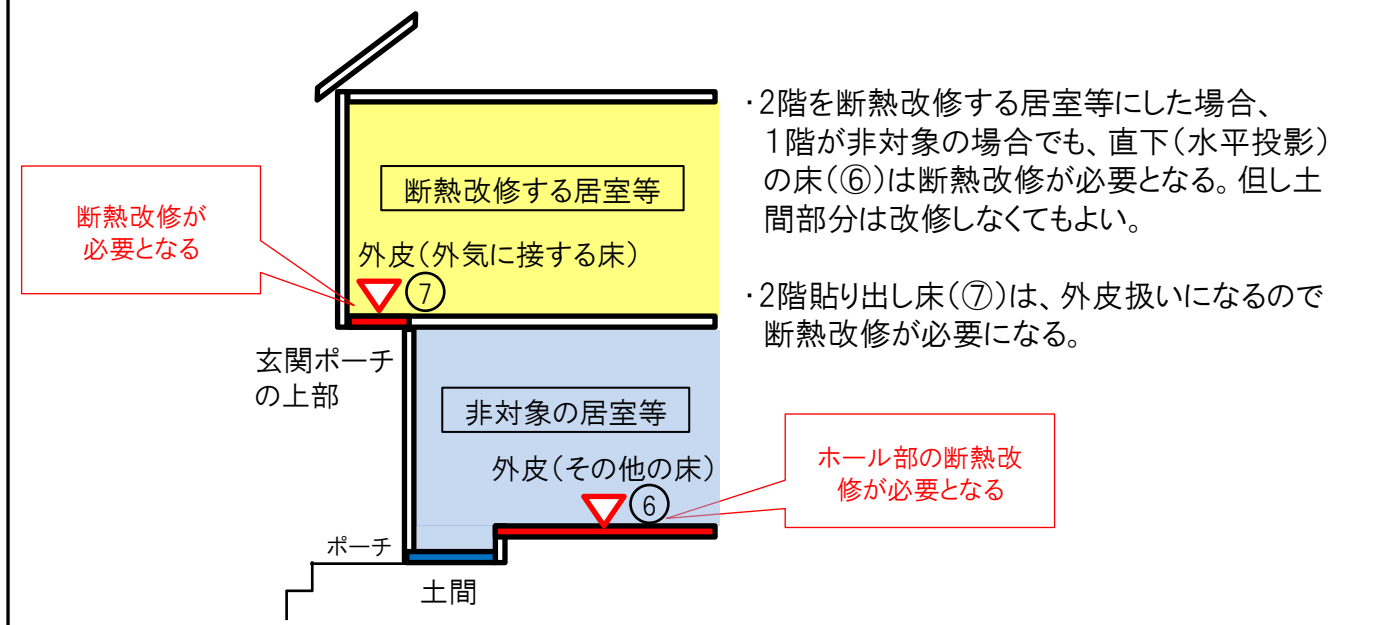
階数	番号	サイズ(mm)	施工面積(m ²)
2階	⑦	2,730×910	2.4843
2階小計			2.4843

番号は図面等と整合性をとる。

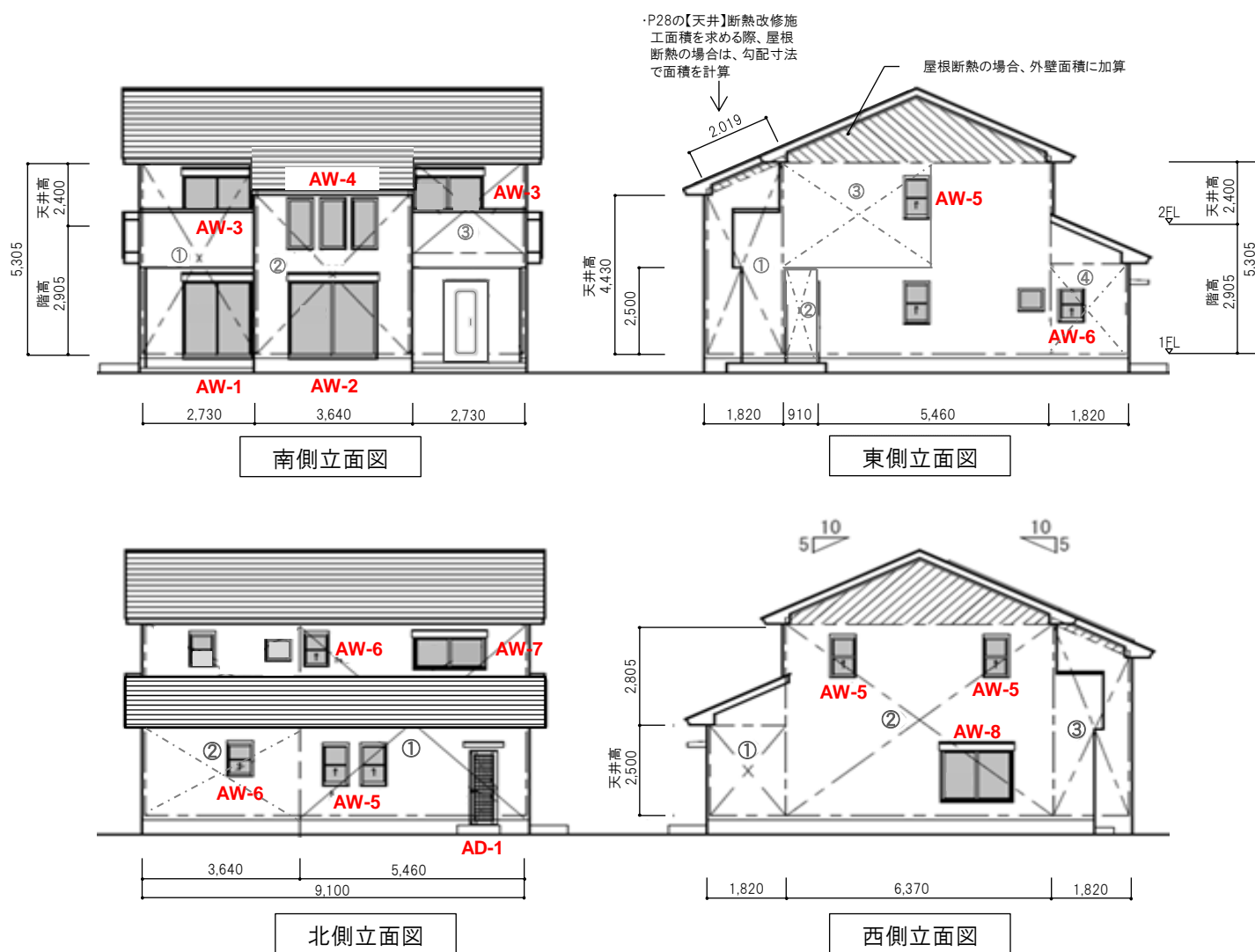
1階、2階それぞれの改修施工面積合計の小数点3位以下を切捨て、断熱改修床面積を算出する。

【床】1階2階の合計施工面積：65.00+2.48=67.48m²

図1 断熱対象直下床断熱の考え方



●【外壁】【窓】断熱改修施工面積



方角及び番号毎に該当する開口部の面積を除外し、外壁のみの施工面積を算出する。

<【開口部】施工面積求積表>

方角	番号	サイズ(mm)	枚数	開口面積 (㎡)
南側	AW-1	1,600×2,000	1	3.20
	AW-2	2,140×2,000	1	4.28
	AW-3	1,600×1,800	2	5.76
	AW-4	600×1,350	3	2.43
北側	AW-5	600×1,100	2	1.32
	AW-6	600×900	2	1.08
	AW-7	1,650×750	1	1.23
	AD-1	650×1,800	1	1.17
東側	AW-5	600×1,100	1	0.66
	AW-6	600×900	1	0.54
西側	AW-8	1,650×1,300	1	2.14
	AW-5	600×1,100	2	1.32
合計			18	25.13

<【外壁】施工面積求積表>

方角	番号	サイズ(mm)	面積 (㎡)	開口部の面積 (㎡)	外壁の施工面積 (㎡)
南側	①	2,730×5,305	14.48		
	②	3,640×4,430	16.12		
	③	2,730×2,400	6.55		
北側	①	5,460×5,305	28.96		
	②	3,640×2,500	9.10		
東側	①	4,867×1,820	8.85		
	②	910×2,500	2.27		
	③	3,640×2,400	8.73		
	④	1,820×2,500	4.55		
西側	①	1,820×2,500	4.55		
	②	6,370×5,305	33.79		
	③	4,867×1,820	8.85		
合計			146.80	25.13	121.67

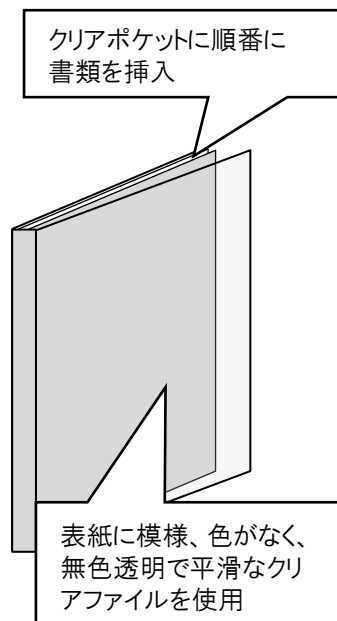
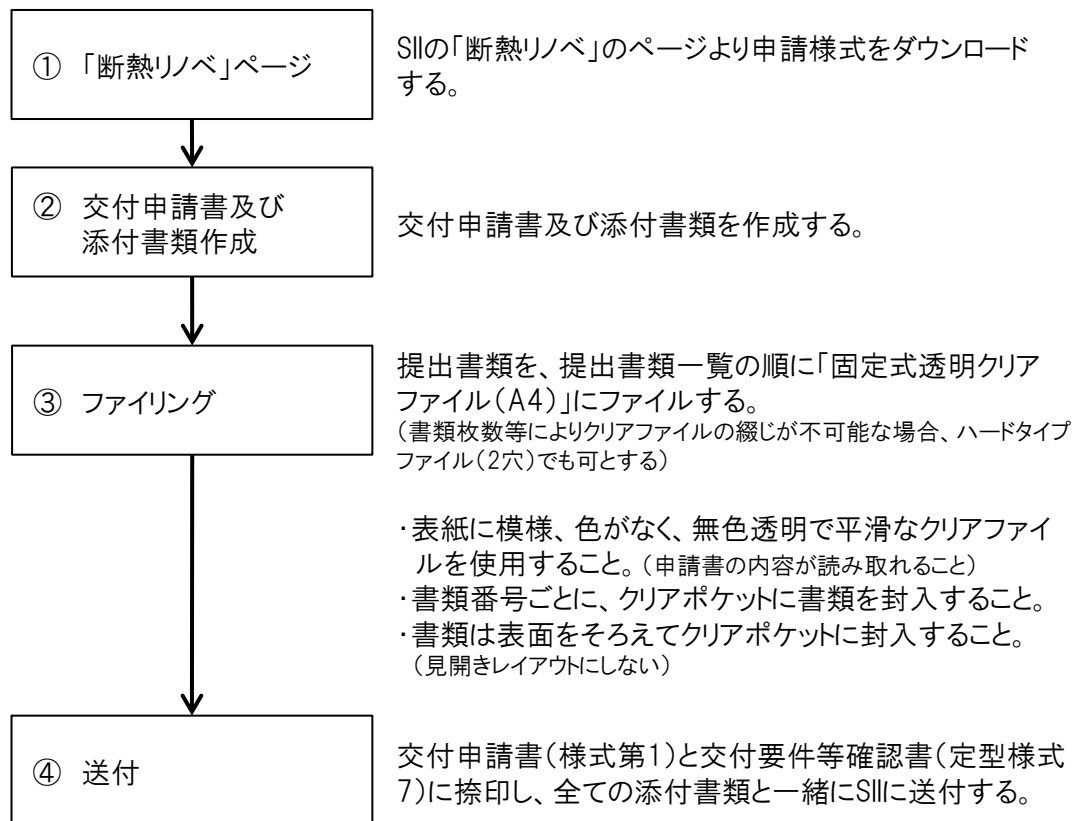
※窓・ガラスの交換を行う場合は、費用明細書の開口面積を利用してよい。

番号は図面等と整合性をとる。

開口部を除外した面積が外壁の施工面積となる。

(3) 申請方法

- ・SIIの「断熱リノベ」のページ(<http://sii.or.jp/material29/>)より「申請様式」をダウンロードし、提出に必要な書類を作成する。
- ・申請者は、公募期間中に以下の書類を2部作成し、捺印した正本1部をSIIに提出すること。
副本1部は申請者の控えとすること。 ※以降提出する全ての書類について同様の措置をとること。
- ・申請書類は「4(1)必要提出書類の一覧」の書類名ごとの順番に「固定式透明クリアファイル(A4)」綴じとし、一冊にまとめること。



(4) 申請書提出期間、提出先及び問合せ先

① 申請書提出期間

一次公募 : 平成29年5月8日(月)～平成29年6月2日(金) 17:00必着

**二次公募 : 平成29年7月中旬～平成29年8月中旬 (予定)
(戸建住宅・集合住宅(個別)のみ)**

② 提出先及び問合せ先

【提出先】

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ『断熱リノベ』担当 宛

※「断熱リノベ申請書在中」と必ず記入のこと。

※SIIから申請者に対して申請書を受け取った旨の連絡はしないので、配送事故に備え配送状況が確認できる「簡易書留」等を使用すること。また、申請書の持ち込みは受け付けないので注意すること。

※宛先には略称SIIを使用しないこと。

※申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に当たることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできないので注意すること。

※提出書類は必ず黒ボールペン(熱などで消えないもの)、万年筆などで記入すること。
(消せるボールペン、鉛筆は不可)

【問合せ先】 ※通話料がかかるので注意すること。

TEL:03-5565-4860 (平日10時～17時) FAX:03-5565-4861

5 集合住宅における断熱リノベ事業者の登録

(1) 断熱リノベ事業者とは

「平成29年度 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」(以下「本事業」という。)の趣旨に基づき、我が国住宅ストックの断熱改修に際し、数値目標を定め高性能建材の活用を積極的に推進する事業者(ハウスメーカー、工務店、建築設計事務所、リフォーム業者等)を一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)が公募するもの。

なお、登録された事業者は、SIIホームページにて公表する。

(注) 平成29年度については、1申請あたり100戸以上の集合住宅(全体)の補助事業の場合、登録事業者が設計又は工事を行うことが申請の要件となる。

(2) 登録区分

登録区分は、「戸建住宅」又は「集合住宅」の2つとし、平成29年度については「集合住宅」のみ受け付ける。

(3) 登録の要件

- ① 登録区分(集合住宅)における平成29年度～平成32年度の各年度の高性能建材導入率(下記の「高性能建材導入率とは」を参照)の数値目標を有していること。
数値目標は前年度以上とし、数値が下がる変更は原則認めない。
- ② 上記の目標達成に向けて、具体的な普及策(計画)を有していること。
- ③ ①及び②の実績を毎年度、経済産業省に報告することが確約できること。
- ④ 経済産業省の所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ その他、登録に際し、SIIが求める必要書類が提出できること。

【高性能建材導入率とは】

本事業にかかわらない断熱改修も含む、断熱改修の設計又は工事請負件数のうち、高性能建材※1を導入した件数※2の割合をいう。件数の単位は、契約数又は戸数いずれでも可。カウントのタイミングも、契約日又は引渡日いずれでも可。ただし、目標設定時と実績報告時の定義は同一のものを用いること。

※1 本事業における定義(断熱材:λ値0.041以下、ガラス:U値2.33以下、窓:U値2.33以下)を満たす建材のことをいう。建具やガラスの仕様で判断しても良い。

※2 高性能建材の導入が一部であっても可。

例) 集合住宅の戸数を元に、割合を算出する場合の求め方

$$\text{高性能建材導入率} = \frac{\text{高性能建材を導入した契約戸数}}{\text{断熱改修契約戸数}} \times 100$$

※小数点以下を四捨五入

(4) 登録の単位

断熱リノベ事業者は、原則として1事業者につき1登録とする。

ただし、消費者に対し事実上同一の会社として活動を行っているグループ網(親会社・子会社等)の場合は、グループ網で1登録としてもよい。その場合、本社等が当該グループ網を代表して登録することもできる。

また、グループ網として申請する場合は、分割してその一部のみを登録することは不可とする。

(5) 公募期間

平成29年4月18日(火)～平成30年1月15日(月)

(注) 平成29年度については、1申請あたり100戸以上の集合住宅(全体)の補助事業の場合、登録事業者が設計又は工事を行うことが申請の要件となる。したがって、該当する事業者は、別途設定する交付申請(一次)受付締め切りまでに断熱リノベ事業者の登録申請を行うこと。

(6) 登録確認

SIIは公募期間中に届いた登録申請書の内容について確認を行い、適正であると認めた事業者に対して、随時、登録証を交付する。確認の結果は登録の可否にかかわらず申請者に通知する。

また、登録された事業者を順次SIIホームページにて公表する。公表する内容は以下の通り。

・登録名称(屋号)、所在地、連絡先、ホームページのURL、グループ網

(7) 必要提出書類

以下の書類を全てSIIに送付すること。

なお、申請書類一式は全て原本をSIIに送付し、写しを控えとして手元に必ず保管すること。

書類名	内容	提出形態	正本 ※SIIへ提出書類	副本 ※事業者控え
登録申請書	・SIIの指定する登録申請書に記入すること	書類	原本	コピー
暴力団排除に関する誓約事項	・暴力団排除に関する誓約内容について熟読すること ・役員名簿を提出すること	書類	原本	コピー
登録事業者 事業計画書※1	・SIIの指定する事業計画書に記入すること ・平成29年度～平成32年度の年間高性能建材導入率の目標 数値を記入すること ・目標達成に向けた具体的計画(定量的な目標を掲げるなど、 事後検証が可能な計画であることを)を記入すること	書類	原本	コピー
会社概要書	・カタログ等でも可、ただし会社名、代表者名、所在地、組織図 (グループ網等)が確認できるもの	書類	原本	コピー
印鑑登録証明書	・申請の3か月以内に発行されたもの	書類	原本	コピー
登録事業者情報	・SIIホームページに公表される登録事業者情報を記入すること ・消費者に対し事実上同一の会社として活動を行っている グループ網(親会社・子会社等)を記入すること	データ (Excel形式)	原本	コピー

※1 事業計画書の作成に時間を要する場合、上記表中の事業計画書以外の書類の提出を以て、仮登録を認める。

該当する事業者は事前にSIIに相談すること。

なお、仮登録された事業者は、SIIホームページに公表される際、「仮登録」の表記を記載する。

「仮登録」の表記は事業計画書の提出を以て削除する。

(注1) 各記入用紙はSIIの「断熱リノベ」のページ(<http://sii.or.jp/material29/>)よりダウンロードして記入すること。

(注2) 申請書類に不備・不足等がある場合は、原則、申請を受理しないので注意すること。

(8) 登録後の実績報告

登録された断熱リノベ事業者は、事業年度終了後、以下の内容を各年度毎に経済産業省に報告する必要がある
ので注意すること。

- ① 事業年度における高性能建材導入率
- ② ①の算出の根拠となる以下の資料
 - 1) 事業年度における断熱改修の設計又は工事請負件数
 - 2) 1)のうち、高性能建材を導入した件数
 - 3) 1)のうち、高性能建材(断熱材)を導入した件数・導入量【任意】
 - 4) 1)のうち、高性能建材(ガラス又は窓)を導入した件数・導入量【任意】
- ③ 目標達成に向けた具体的計画に対する実績
 - ・登録時に設定した目標を達成していなくても、そのことのみを理由として登録を取り消したり、補助金の返還を
求めることはない。ただし、目標を達成できなかった場合は、その理由等の分析を行うこと。
 - ・本報告は平成32年度までの間、毎年報告する必要がある。時期・様式・提出先等は今後登録された事業者
に連絡する。(第1回目の報告は平成29年度の実績内容を平成30年度に報告すること。)
 - ・経済産業省は登録情報や報告された内容を、高性能建材の普及状況の確認や公表、更なる普及施策の実施や
検討等に用いるものとする。

なお、この場合において、報告された情報は個人情報等に配慮して取り扱う。

(9) 注意事項

断熱リノベ事業者の申請を行う者は、以下の点に注意すること。

- ① SIIが行う監査や検査、会計検査院による会計検査がある場合は必ずこれに協力すること。
- ② 不正な方法で登録申請をした場合、虚偽の登録申請や実績報告をした場合、事業目標達成に向けた活動を行っていない場合、正当な理由なく実績報告を行わない場合等、SIIが登録事業者として不適切と判断した場合、SIIは登録を抹消することがあること。
また、不正行為等で登録が抹消された場合には、その旨の公表のほか、これにかかわった補助対象事業者への補助金の交付決定取り消しや、既に支払った補助金の返還を求める場合もある。
- ③ 登録内容に変更が生じた場合は、すみやかにSIIにその旨を報告し、指示に従うこと。
- ④ SIIは本事業における断熱リノベ事業者の「申請実績及び採択実績の有無」を公表すること。

(10) 提出方法

提出書類一覧の表中にある、提出形態が書類のものは「申請書提出先」に送付すること。
データ(Excel形式)のものは、以下を参照し、メールにて提出すること。

メール送信先(SII)	kenzai1@sii.or.jp ↑ 数字の1
メールタイトル	例) 断熱リノベ事業者登録申請/(株)○○○○○○○ 登録名称(屋号)
メール本文の必要記載事項	① 断熱リノベ事業者登録を希望する旨 ② 登録名称(屋号) ③ 担当者名・連絡先・メールアドレス

(11) 申請書提出期間、提出先及び問合せ先

① 申請書提出期間

平成29年4月18日(火)～平成30年1月15日(月) 17:00 必着

② 提出先及び問合せ先

【提出先】

〒104-0061 東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 『断熱リノベ』事業者登録担当 宛

※「断熱リノベ」事業者登録申請書在中』と必ず記入のこと。

※SIIから申請者に対して申請書を受け取った旨の連絡はしないので、配送事故に備え配送状況が確認できる「簡易書留」等を使用すること。また、申請書の持ち込みは受け付けないので注意すること。

※宛先には略称SIIを使用しないこと。

※申請者がSIIに送付する申請書は「信書」に当たることから、郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできないので注意すること。

※提出書類は必ず黒ボールペン(熱などで消えないもの)、万年筆などで記入すること。
(消せるボールペン、鉛筆は不可)

【問合せ先】 ※通話料がかかるので注意すること。

TEL:03-5565-4860 (平日10時～17時) FAX:03-5565-4861

